

第4次宝達志水町障害者計画・
第7期宝達志水町障害福祉計画・
第3期宝達志水町障害児福祉計画



令和6年3月
宝達志水町

はじめに



このたび、宝達志水町では第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画の基本理念は「誰もが一緒にいきいきと暮らせるまち 宝達志水町」です。これは、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すという障害者基本法の規定にのっとり、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえて策定した第3次計画の基本理念を継続するものです。

平成30年3月に策定した本町の第3次障害者計画、令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、障害福祉に対する理解啓発や障害のある人の権利擁護の促進、福祉サービスや相談体制の整備、就労の場の確保等社会参加の促進などの取組を実施してきました。

本計画では、取組が遅れている施策については継続して推進するとともに、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、基本理念の実現に向けさらに施策に取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定に当たっては、貴重なご意見をいただきました宝達志水町障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

宝達志水町長 寶達典久

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画の策定体制.....	3
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	4
第1節 人口の推移.....	4
第2節 障害のある人の推移.....	4
第3節 障害福祉サービス等の状況.....	10
第4節 施設の整備状況.....	17
第5節 アンケート調査結果からみる現状.....	18
第6節 現行計画の評価・検証.....	20
第7節 現状・課題の整理.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策体系.....	24
第4章 分野別の取り組み.....	25
基本目標1 障害や障害のある人に対する理解の推進.....	25
基本目標2 地域生活支援の充実.....	28
基本目標3 生活環境の整備.....	31
基本目標4 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実.....	35
基本目標5 社会参加の促進.....	38
第5章 第7期障害福祉計画.....	42
第1節 第7期計画における令和8年度の数値目標.....	42
第2節 障害福祉サービスの見込量.....	50
第3節 地域生活支援事業の見込量.....	57

第6章 第3期障害児福祉計画	64
第1節 第3期計画における令和8年度の数値目標	64
第2節 障害児支援の見込量	65
第7章 計画の推進体制	68
第1節 庁内の連携体制	68
第2節 住民・事業者・地域等との協働の推進	68
第3節 計画の管理	68
資料編	69
第1節 宝達志水町障害者計画等策定委員会設置要綱	69
第2節 宝達志水町障害者計画等策定委員会委員名簿	71

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

宝達志水町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に「第3次宝達志水町障害者計画」を策定し、「誰もが一緒にいきいきと暮らせるまち 宝達志水町」を基本理念に掲げ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けた施策を展開してきました。令和3年には、宝達志水町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や取り組みを進めてきました。

この間、国においては、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、障害のある人の社会参加や雇用の促進に関する法律等の制定・改正等、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進み、障害のある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害のある人や家族の生活にも影響を及ぼしており、今後は、感染症対策を踏まえ、アフターコロナ時代を見据えたサービスを提供していくことが重要です。

このたび、これまでの町の取り組みを継承しつつ、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第4次宝達志水町障害者計画・第7期宝達志水町障害福祉計画・第3期宝達志水町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆障害者関連法整備の主な動き（第3次計画策定以降）

年度	事項	概要
令和元年	「障害者雇用促進法」の改正	○障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ○特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	「読書バリアフリー法」の施行	○視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2年	「障害者雇用促進法」の改正	○事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3年	「障害者差別解消法」の改正	○合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	「医療的ケア児支援法」の施行	○医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	「障害者総合支援法」の改正	○グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	「障害者雇用促進法」の改正	○週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行	○障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

第2節 計画の位置づけ

1 障害者基本法に基づく位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、宝達志水町の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

◆障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

2 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく位置づけ

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

また、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定障害児通所支援、または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について、計画的に整備するためのものです。

◆障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号） 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「第4次宝達志水町障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第7期宝達志水町障害福祉計画」「第3期宝達志水町障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図りつつ、障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間、障害福祉計画と障害児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宝達志水町 障害者計画	第4次計画					
宝達志水町 障害福祉計画	第7期計画			次期計画		
			策定			
宝達志水町 障害児福祉計画	第3期計画			次期計画		
			策定			

第4節 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法において障害者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とし、療育の必要な児童や自立支援医療の支給を受けている人並びに治療方法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病（難病）を抱える患者などが含まれます。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、在宅・施設入所の身体障害、知的障害、精神障害のある人に対してアンケート調査を実施し、学識経験者、保健医療教育関係者、障害者団体、障害福祉サービス事業者などから構成される「宝達志水町障害者計画等策定委員会」を設置し、審議を行いました。

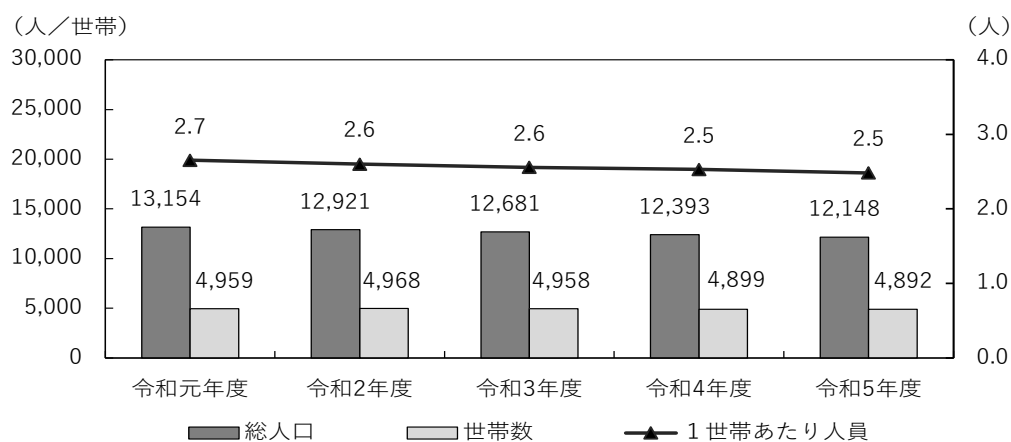
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

第1節 人口の推移

1 人口・世帯数の推移

本町の人口は令和5年4月1日現在で12,148人、世帯数は4,892世帯、1世帯あたり人員数は2.5人となっており、人口・世帯数ともに減少傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

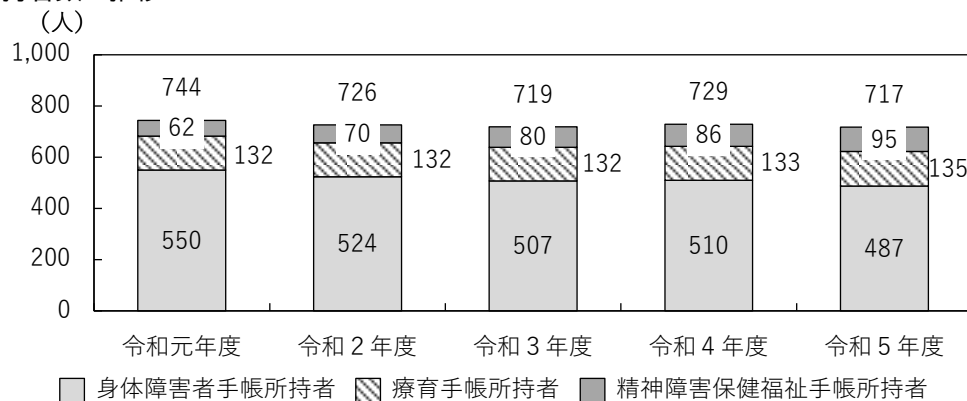
第2節 障害のある人の推移

1 手帳所持者数の推移

本町の手帳所持者数は、令和5年度で717人となっています。

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者数はゆるやかな増加傾向にあり、療育手帳所持者数は概ね横ばいで推移しています。

◆手帳所持者数の推移



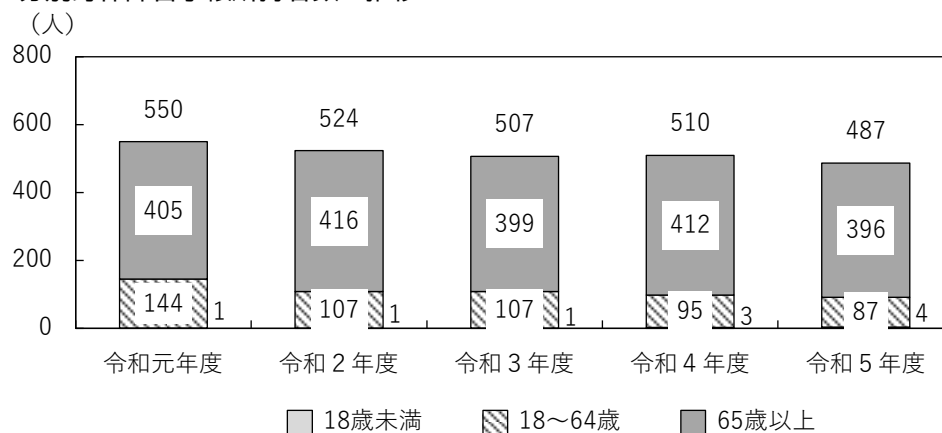
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

2 身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は令和5年度で487人となっており、全体的に減少傾向にあります。

年齢区分別にみると、いずれの年においても65歳以上が最も多くなっています。

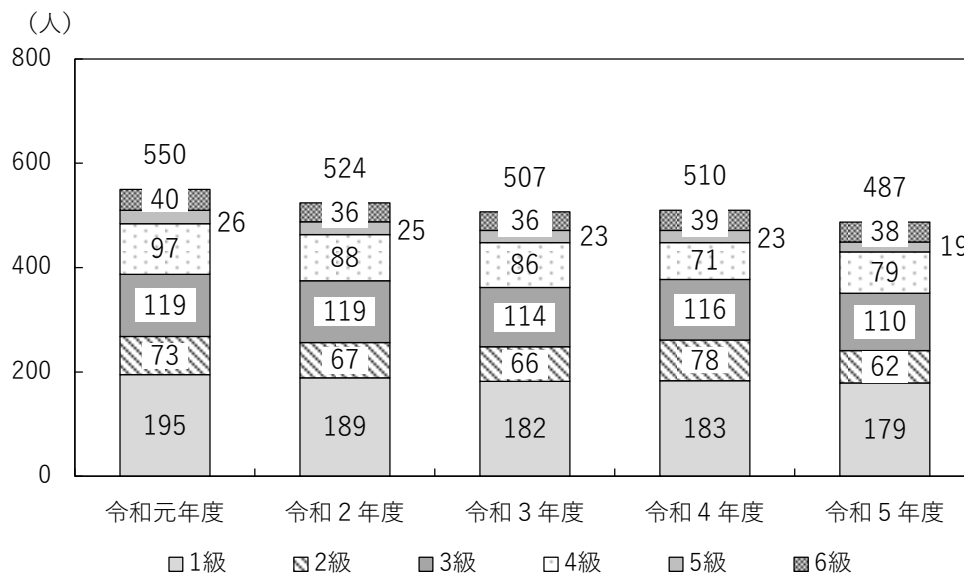
◆年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、いずれの年においても1級が最も多く、令和5年度では179人となっており、次いで3級、4級が多くなっています。

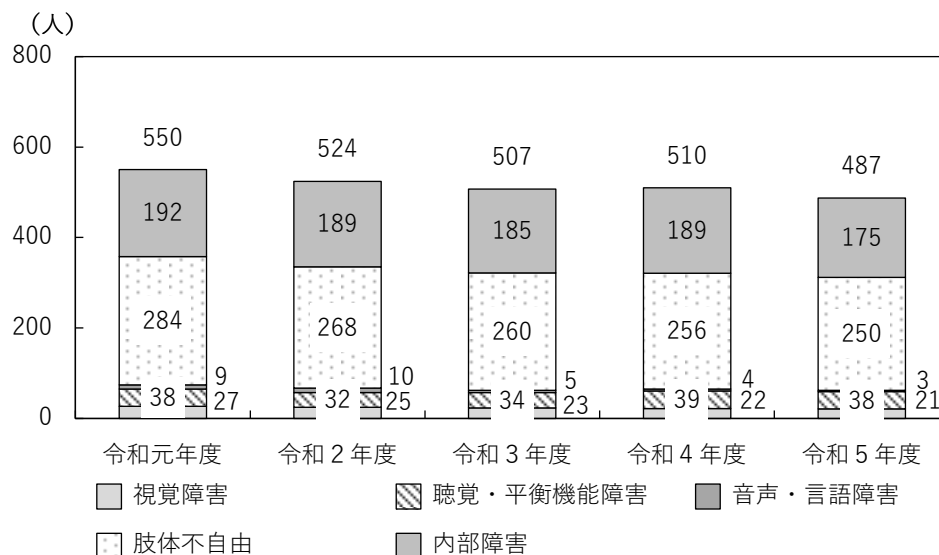
◆障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

障害の種類別にみると、いずれの年においても肢体不自由が最も多く、令和5年度では250人と全体の半数以上を占めており、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害の順に多くなっています。

◆障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

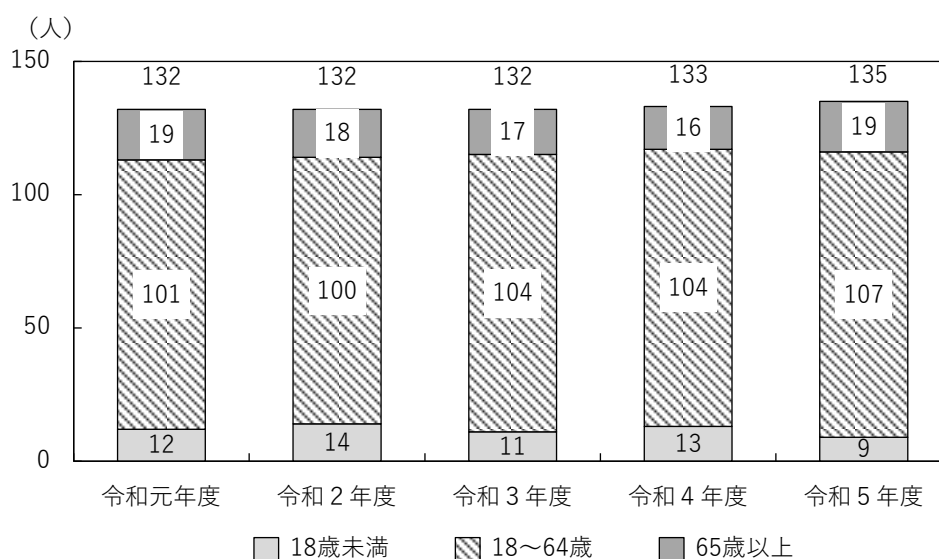


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

3 療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、年齢区分別にみると、18歳～64歳が最も多くなっています。

◆年齢3区分別療育手帳所持者数の推移

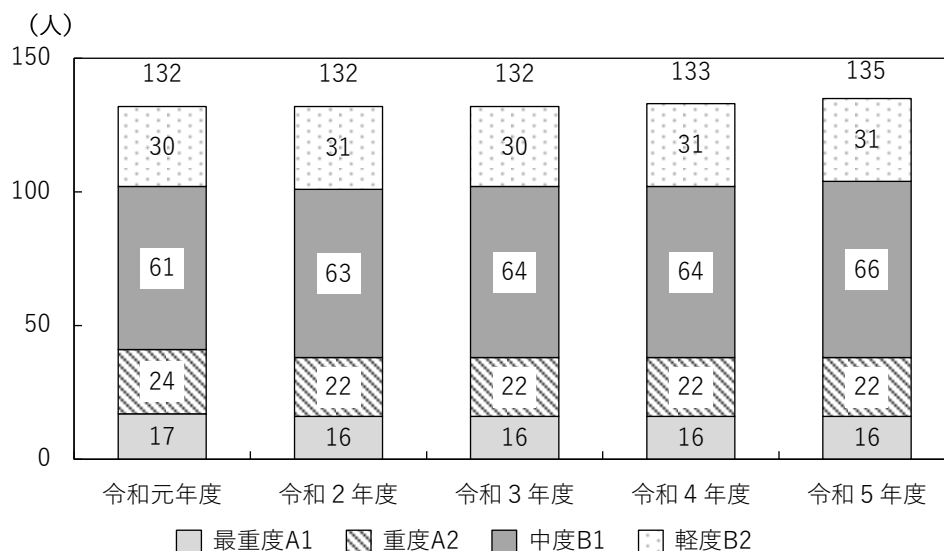


資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

等級別では、令和元年度から令和５年度にかけて、すべての等級でほぼ横ばいの状態が続いています。

いずれの年においても中度Ｂ１が最も多く、令和５年度では６６人となっており、次いで軽度Ｂ２、重度Ａ２の順に多くなっています。

◆等級別療育手帳所持者数の推移



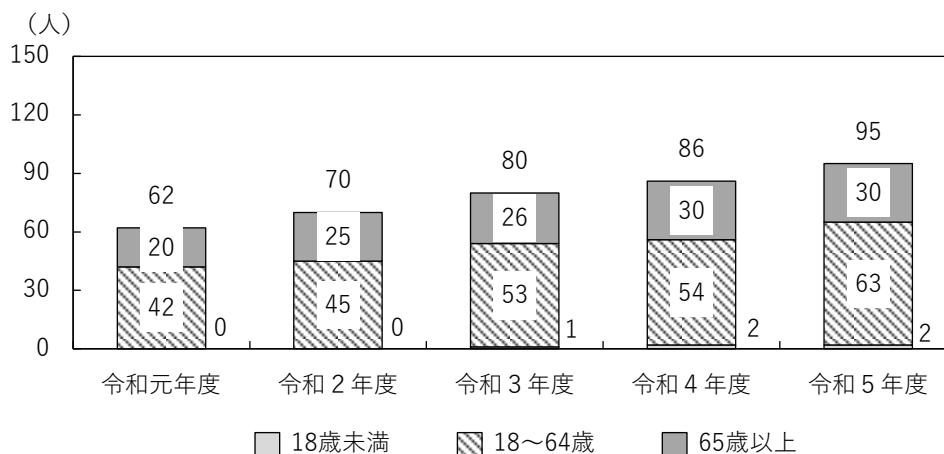
資料：健康福祉課（各年４月１日現在）

４ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。

年齢区分別にみると、１８～６４歳が最も多く、全体の３分の２程度を占めています。また、１８歳未満は横ばいで推移していますが、１８～６４歳と６５歳以上は増加傾向にあります。

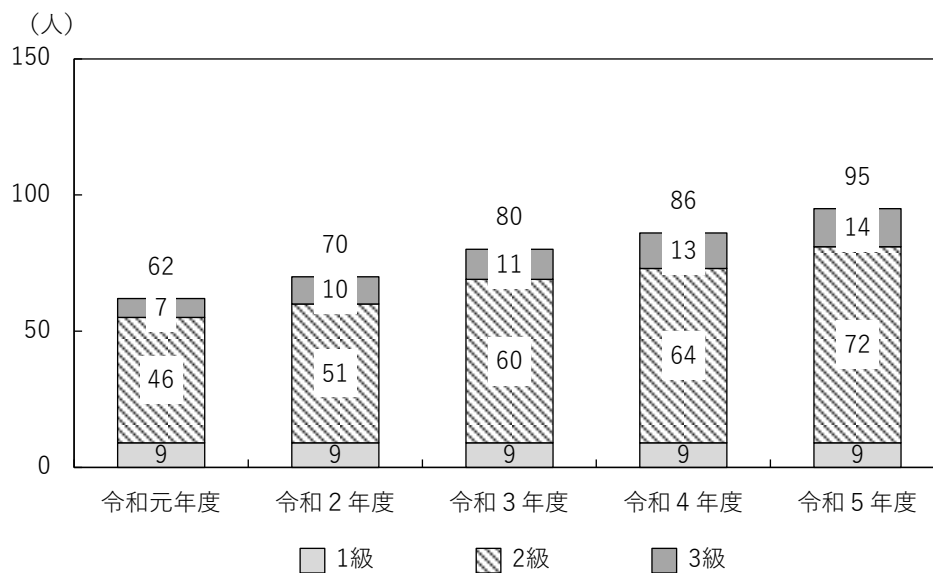
◆年齢３区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年４月１日現在）

等級別にみると、2級が最も多く、全体の3分の2程度を占めています。また、1級は横ばいで推移していますが、2級と3級は増加傾向にあります。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



5 難病のある人の推移

本町の難病医療給付者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度では120人となっています。小児慢性特定疾病医療給付者数は、令和2年度以降減少しており、令和4年度では16人となっています。

◆難病のある人の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
難病医療給付	116	122	123	110	120
小児慢性特定疾病医療給付	14	14	19	18	16

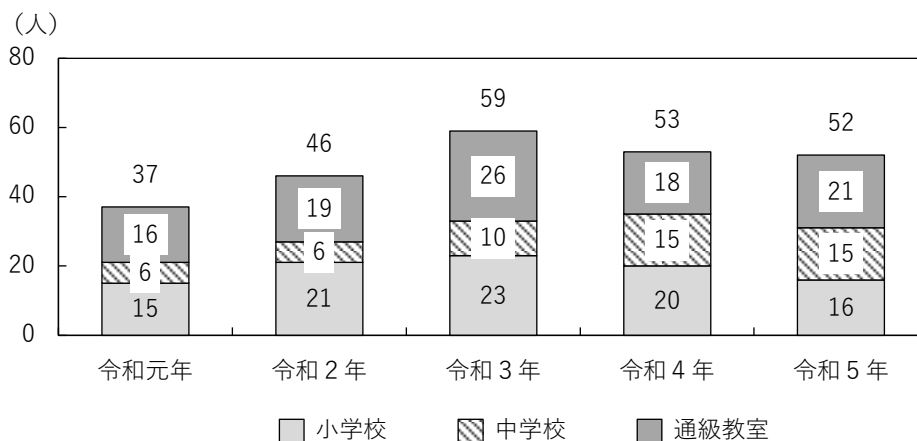
資料：石川県能登中部保健福祉センター（各年度3月31日現在）

6 就学の状況

本町の特別支援学級の在籍者数は、令和3年以降減少傾向で推移しています。

小学校は令和3年以降減少傾向となっており、令和5年では16人となっています。中学校は令和元年から令和4年にかけて増加傾向で推移し、令和5年では15人となっています。通級教室は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年では21人となっています。

◆特別支援学級の在籍者数の推移

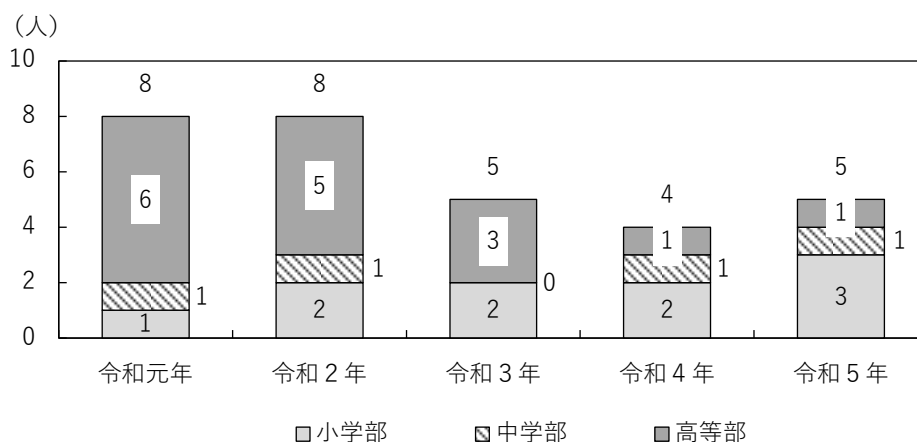


資料：学校教育課（各年4月1日現在）

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、令和2年から令和3年にかけて減少しましたが、以降は横ばいで推移しています。

小学部と中学部は横ばいで推移しており、令和5年では小学部は3人、中学部は1人となっています。高等部は令和元年から令和4年にかけて、減少傾向で推移しており、令和5年では1人となっています。

◆特別支援学校の在籍者数の推移



資料：健康福祉課（各年5月1日現在）

第3節 障害福祉サービス等の状況

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における各目標値の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

《目標値の考え方》

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

【令和元年度末時点の施設入所者数 32人】

項目	目標値	実績※
地域生活移行者数	2人	1人
施設入所者数の削減の見込み	1人	0人

※令和5年7月までの実績

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《目標値の考え方》

- 協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

項目	目標値	実績※
協議の場の設置及び開催	有	有

※令和5年7月までの実績

(3) 地域生活支援拠点等の整備

《目標値の考え方》

- 1つ以上の地域生活支援拠点等を確保
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

項目	目標値	実績※
地域生活支援拠点の整備	有	有
地域生活支援拠点の運用状況の検証	有	無

※令和5年7月までの実績

(4) 福祉施設から一般就労への移行

《目標値の考え方》

- 一般就労への移行者数が令和元年度の 1.27 倍
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行が令和元年度の 1.30 倍
- 就労継続支援 A 型事業利用者の一般就労への移行が令和元年度の 1.26 倍
- 就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労への移行が令和元年度の 1.23 倍
- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の 7 割が就労定着支援事業を利用
- 就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所が全体の 7 割以上

項目	目標値	実績 ^{※1}
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	3人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	5人	1人
就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	1人	2人
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	1人	1人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	— ^{※2}	1人
就労定着支援事業所の就労定着率	— ^{※2}	0%

※1 令和5年7月までの実績

※2 前回計画策定時には該当する事業所がなかったため、目標値を設定していません

(5) 相談支援体制の充実・強化など

《目標値の考え方》

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

項目	目標値	実績 ^{※1}
総合的・専門的な相談支援機関の設置	有	有
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有
訪問等による専門的な指導・助言の実施	有	有
相談支援事業者の人材育成の支援	有	有
相談機関との連携強化の取り組みの実施	有	有

※ 令和5年7月までの実績

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

《目標値の考え方》

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保

項目	目標値	実績※
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	無

※令和５年７月までの実績

（７）発達障害者等に対する支援

《目標値の考え方》

○発達障害のある人及びその家族などに対する支援体制を確保

項目	目標値	実績※
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの実施	有	無

※令和５年７月までの実績

（８）障害児支援の提供体制の整備など

《目標値の考え方》

- 児童発達支援センターを各市町村（または各圏域）に１か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
- 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

項目	目標値	実績※
児童発達支援センターの設置数	０カ所	０カ所
保育所等訪問支援事業所の設置数	０カ所	０カ所
児童発達支援事業所の設置数	０カ所	０カ所
放課後等デイサービス事業所の設置数	０カ所	０カ所
医療的ケア児支援の協議の場の設置数	１カ所	１カ所

※令和５年７月までの実績

2 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
訪問系サービス※	時間	195	159	81.5	195	130	66.7	195	62	31.6
	人	12	12	100.0	12	12	100.0	12	10	81.7

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計
※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

(2) 短期入所サービス

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
短期入所	人日	22	4	18.2	22	6	27.3	22	9	40.0
	人	6	1	16.7	6	2	33.3	6	2	33.3

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

(3) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
生活介護	人日	843	790	93.7	864	791	91.6	885	859	97.0
	人	40	38	95.0	41	39	95.1	42	41	98.1
宿泊型自立訓練（機能訓練）	人日	31	0	0.0	31	0	0.0	31	0	0.0
	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
自立訓練（生活訓練）	人日	39	1	2.6	57	23	0.0	77	17	21.8
	人	3	1	33.3	4	1	50.0	6	1	20.0
就労移行支援	人日	47	21	44.7	47	56	119.1	47	58	122.6
	人	4	1	25.0	4	3	75.0	4	4	100.0
就労継続支援（A型）	人日	302	260	86.1	324	201	62.0	346	177	51.2
	人	14	16	114.3	15	15	100.0	16	9	58.8
就労継続支援（B型）	人日	1,100	1,109	100.8	1,140	1,102	96.7	1,179	1,077	91.4
	人	56	60	107.1	58	60	103.4	60	57	95.0
就労定着支援	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0
療養介護	人	11	9	81.8	11	9	81.8	12	9	75.0

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

(4) 居住系サービス

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
自立生活援助	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
共同生活援助・ 共同生活介護 (グループホーム)	人	20	21	105.0	20	22	110.0	20	19	95.0
施設入所支援	人	31	29	93.5	31	29	93.5	31	30	96.1

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

(5) 相談支援

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
計画相談支援	人	26	29	111.5	30	30	100.0	34	27	78.8
地域移行支援	人	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0
地域定着支援	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

3 地域生活支援事業の実績

(1) 必須事業

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有		有	有		有	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無		無	無		有	無	
障害者相談支援事業	か所／年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無		無	無		無	無	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無		無	無		有	無	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0
成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無		無	無		無	無	
手話通訳者設置事業	人／年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
手話通訳者派遣事業	人／年	52	23	44.2	52	11	21.2	52	12	23.1
要約筆記者派遣事業	人／年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0
手話奉仕員養成研修事業	人／年	3	2	66.7	3	1	33.3	3	2	66.7
介護訓練支援用具	件／年	1	1	100.0	1	0	0.0	1	2	200.0
自立生活支援用具	件／年	3	2	66.7	3	0	0.0	3	0	0.0
在宅療養等支援用具	件／年	1	0	0.0	1	3	300.0	1	0	0.0
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0
排泄管理支援用具	件／年	205	217	105.9	209	208	99.5	213	217	101.9
住宅改修費	件／年	1	0	0.0	1	1	100.0	1	0	0.0
移動支援事業	時間／年	260	64	24.6	260	61	23.5	260	55	21.2
地域活動支援センター機能強化事業	か所／年	4	4	100.0	4	5	125.0	4	3	75.0
	登録者(人)／年	27	32	118.5	26	27	103.8	25	25	100.0

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

(2) 任意事業

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
生活訓練事業 (視覚障害者)	人/年	2	1	50.0	2	1	50.0	2	0	0.0
日中一時支援 事業	人/年	22	23	104.5	23	18	78.3	24	13	54.2
生活サポート 事業	人/年	0	0		0	0		0	0	
自動車運転免許 取得・改造費助成	人/年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	0.0
介助用自動車 改造費助成	人/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

4 障害児支援の実績

(1) 障害児通所支援

サービス種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
児童発達支援	人日/月	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
医療型児童発 達支援	人日/月	0	0		0	0		0	0	
	人/月	0	0		0	0		0	0	
放課後等デイ サービス	人日/月	266	160	60.2	299	112	37.5	333	120	36.0
	人/月	16	11	68.8	19	8	42.1	20	9	46.0
保育所等訪問 支援	人日/月	0	0		0	0		0	0	
	人/月	0	0		0	0		0	0	
障害児相談支 援	人/月	4	2	50.0	4	2	50.0	4	4	100.0
居宅訪問型児 童発達支援	人日/月	0	0		0	0		0	0	
	人/月	0	0		0	0		0	0	
医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーディネ ーターの配置	人/年	0	0		0	1		1	1	100.0

※令和5年度実績値は、令和5年8月までの実績からの見込み数値

第4節 施設の整備状況

現在、本町には居住系サービスとして、施設入所支援を提供する施設が1か所、共同生活援助（グループホーム）が5か所あります。また、訪問系サービスとして、重度障害者等包括支援を除く、4つのサービスが提供されています。日中活動系サービスについては、就労継続支援B型（非雇用型）を提供する施設は2か所となっています。

法人名	事業所名称	提供しているサービス
社会福祉法人四恩会	○今浜苑	○生活介護 ○施設入所支援 ○就労継続支援B型
社会福祉法人四恩会	○ヘルパーステーションあらいぶ	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護 ○同行援護
社会福祉法人四恩会	○キッキングクラブおしみず	○就労継続支援B型
社会福祉法人四恩会	○あらいぶ・みらい塾	○就労移行支援 ○生活介護
社会福祉法人四恩会	○ふれんど ○かがやき ○こもれび ○たいよう ○ホープ	○共同生活援助 （グループホーム）
社会福祉法人四恩会	○サポートアメニティあらいぶ	○計画相談支援 ○地域相談支援(地域移行支援) ○地域相談支援(地域定着支援) ○障害児相談支援
社会福祉法人四恩会	○今浜苑 ○かがやき ○こもれび	○短期入所

第5節 アンケート調査結果からみる現状

1 調査目的

本調査は、「第4次宝達志水町障害者計画・第7期宝達志水町障害福祉計画・第3期宝達志水町障害児福祉計画」を策定するにあたり、障害のある人の生活状況やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料として障害福祉施策の推進を図ることを目的に実施しました。

2 実施概要

調査対象者：町内在住の令和4年8月1日現在、障害者手帳をお持ちの方など（無作為抽出）

調査期間：令和4年10月24日（月）～11月7日（月）

調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

3 回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
450件	232件	51.6%

4 調査結果の概要

（1）現在の暮らしについて

- 普段一緒に暮らしている人については、「家族などと暮らしている」が最も高く、同居している家族の内訳については、「配偶者」が約5割、「子ども」が約4割、「父親・母親」が約3割となっています。
- 将来の生活意向については、「家族や親族と暮らしたい」が最も高くなっています。
- 悩みや困りごとの相談先については、「家族・親せき」が最も高くなっており、家族や親しい人以外に相談する方法としては、「相談員等による訪問」が最も高くなっています。
- 介助を受けている人のうち、主な介助者としては、「家族」が最も高くなっており、特に中心となって介助している人としては、「70歳代以上」が最も高く、次いで「60歳代」「50歳代」となっています。

（2）外出について

- 外出の頻度については、「ほとんど外出しない」が約1割となっています。
- 外出時における介助の必要性については、「介助者等がいれば外出できる」が約3割となっており、主な介助者としては、「家族(同居)」が約6割、「ガイドヘルパーや施設の職員」が約4割となっています。
- 外出の目的としては、「医療機関への受診」や「買い物」が高くなっており、外出時に困難を感じることで、「公共交通機関が少ない(ない)」が最も高くなっています。

(3) 障害福祉サービスなどについて

- 今後利用したいサービスとしては、「サービスを利用するための相談」「移動支援」「施設への入所」「ホームヘルプ」「短期入所」が高くなっています。
- これまでのサービスの利用で不満や困ったことについては、「特にない」が最も高く、次いで「どんなサービスがあるのかよくわからない」となっています。
- サービスに関する情報の入手先としては、「町の広報誌」が最も高く、次いで「病院」「サービスを受けているところ」となっています。

(4) 保育・教育について

- 療育・保育に関して求める支援としては、「日常のスキルを身に付けるサポートをしてくれるところ」と「福祉サービスに関する相談機関」がともに最も高くなっています。
- 保育や教育で今後必要なこととしては、「障害のない児童・生徒とのふれあいをしてほしい（ふやしてほしい）」が最も高く、次いで「障害特性に応じた配慮をしてほしい」となっています。
- 休暇・放課後の過ごし方については、「自宅でテレビなどを見て過ごしている」が最も高くなっています。
- 将来仕事をする時や仕事をしている中での不安としては、「ずっと働けるかどうか」が最も高くなっています。

(5) 仕事について

- 日中の過ごし方については、「家にいて家事などをしている」「家庭内で過ごしている」が最も高く、「障害福祉施設で仕事をしている」「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が約1割となっています。
- 「障害福祉施設で仕事をしている」と答えた人のうち、一般就労をしたいかについて、「思う」が3割近く、「思わない」が約6割となっています。
- 仕事をしていない理由としては、「年齢のため（学生、高齢など）」が最も高くなっています。
- 障害のある人に必要な就労支援としては、「通勤手段の確保」が最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が高くなっています。

(6) 災害などの緊急時について

- 災害時の避難については、「介助があればできる」が約3割、「できない」が約1割となっており、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、近所で助けてくれる人の有無についてみると、「いない」が約3割となっています。また、避難行動要支援者名簿への登録状況については、「していない」が約5割、「制度自体知らない」が約2割となっています。
- 災害時に困ることとしては、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」「避難場所まで行けない」が約2割となっています。
- コロナ禍で特に必要と感じた支援については、「家族が感染した時の本人の介護」が最も高くなっており、感染症対策で外出が出来なくなった時に困ることや心配なこととしては、「治療・医療的ケアが受けられない・薬がもらえない」「食料の調達ができない」がともに最も高くなっています。

第6節 現行計画の評価・検証

施策別の課題

基本目標 1 障害や障害のある人に対する理解の推進
○広報・啓発においては、ホームページにおいて、音声読み上げ機能の必要性が課題となっています。 ○福祉教育においては、コロナ禍で停滞していたボランティア活動や交流活動を充実させること、障害福祉担当課と協働した講座などを通して啓発を図る必要があります。 ○差別解消や虐待においては、差別や虐待を受けている当事者が声を上げにくく、発見につながらないことが課題となっています。
基本目標 2 地域生活支援の充実
○相談支援においては、相談件数の増加や課題の複雑化が課題となっています。 ○基幹相談支援センターの設置にあたり、相談支援事業所を総括できる人材の確保が課題となっています。 ○在宅サービスにおいては、障害のある人やその家族の孤立防止が課題となっています。 ○居住系サービスにおいては、保護者の高齢化が進んでいることや緊急時の生活場所の確保が課題となっています。 ○生活支援においては、日常生活用具について用具や基準の見直しを図る必要があります。 ○ボランティア活動においては、ボランティアを行う上で、障害に関する知識や理解を深めることが課題となっています。
基本目標 3 生活環境の整備
○情報のバリアフリー化においては、音訳ボランティアの解散により、広報紙の音訳ができなくなっています。
基本目標 4 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実
○保育士の加配が児童2名に対して概ね1名となっている中、一対一での対応が必要な児童が増えていきます。 ○発達障害のある児童が増加傾向にあります。 ○うつやひきこもりなど、精神疾患が起因している相談の多様化・若者の相談が増加しています。
基本目標 5 社会参加の促進
○障害者団体・グループの会員の高齢化が進んでいることや新規会員がいないことが課題となっています。 ○コロナ禍では地域のイベントが実施できませんでした。 ○スポーツ・レクリエーションの支援においては、障害がある人の目線にたち、誰もが参加しやすいような環境整備が必要です。 ○障害のある人への配慮した選挙においては、郵便投票において事前の証明書の交付に時間がかかることが課題となっています。

第7節 現状・課題の整理

統計資料やアンケート調査結果、前回計画の評価・検証を踏まえ、本計画を策定する上での現状・課題を整理しています。

1 差別の解消と障害に対する理解の促進

差別や虐待を受けている当事者が声を上げにくい現状があるため、早期発見に向けて、地域ぐるみで見守り体制を整備する必要があります。また、コロナ禍で福祉教育が十分に実施できていない現状があるため、関係各課と協働し、ボランティア活動や交流活動の充実を図る必要があります。

2 安心安全な生活に向けた支援の充実

相談件数の増加や課題が複雑化している現状があるため、相談支援の充実を図ることが必要です。

また、主な介助を家族が担うケースが多く見られるため、親亡き後の問題や介助者及び保護者が支援を行えなくなった場合に対応できる体制の整備、家族の負担軽減に取り組む必要があります。

さらに、町内の障害福祉サービスに関する情報を知らない人がいることが考えられるため、引き続きサービスに関する情報の周知を図る必要があります。

3 住み慣れた地域で暮らし続けるための環境の整備

外出における困難を抱える障害のある人が多いことがうかがえるため、引き続き公共交通の利便性の確保や必要に応じて外出に関する支援を行うことが必要です。

また、町内における情報アクセシビリティの向上に向けて、視覚障害のある人に対して、ホームページや広報誌等の情報を提供できる環境を確保する必要があります。

さらに、発災後の避難場所の環境に不安を感じる人が多いことがうかがえるため、福祉避難所の確保や設備の充実、避難所に関する情報の周知に取り組む必要があります。

4 障害の有無にかかわらず、学び合い、成長できる環境の整備

発達障害のある児童が増加しているため、適切な保育士の配置の検討や保育士の質の向上に取り組む必要があります。加えて、精神疾患に起因した相談が増加しているため、職員の連携やスキルアップに取り組む必要があります。

また、障害の有無にかかわらず、ふれあうことのできる環境を求める声が多く、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育を推進する必要があります。

5 誰もが参画し、活躍できる社会づくり

就労の継続に不安を抱える人が多いことがうかがえるため、雇用主に対して職場定着に向けた合理的配慮の提供を呼びかける必要があります。

また、障害のある児童の休暇・放課後における居場所を確保するとともに、障害のある人が地域活動に参加できるよう環境を整備する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害のある人もない人もともに助け合い、ともに生きる共生社会を実現するためには、障害のある人に対する差別の解消を図るとともに、障害のある人の社会参加を阻む社会的障壁をなくし、生き方や暮らし方等のあらゆる場面を自分の意志で決定し、判断できるよう支援することが重要です。

また、障害のある人が希望する地域生活や社会参加を実現するために、障害のある人やその家族が安心して暮らすための基盤を整備するとともに、社会参加の機会を確保し、情報アクセシビリティの向上と意思疎通を円滑にすることが求められます。

本計画においては、障害のある人もない人も分け隔てることなく、ともに社会、経済、文化等の幅広い分野にわたり活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」と、障害のある人が、障害のない人と同じように生活するために、自立と社会参加をめざす「リハビリテーション」の考え方を基に、第3次宝達志水町障害者計画の基本理念を踏襲し、「誰もが一緒にいきいきと暮らせるまち 宝達志水町」を基本理念として設定し、障害者施策を進めていきます。

基本理念

誰もが一緒にいきいきと暮らせるまち 宝達志水町

第2節 基本目標

基本目標1 障害や障害のある人に対する理解の推進

ともに生活する社会の実現に向け、障害や障害のある人に対する理解を深めていきます。また、差別の解消に向けて人権尊重を育むための福祉教育を推進します。

基本目標2 地域生活支援の充実

安心・安全に暮らすことができるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。また、地域生活への移行支援として、生活や居住の場を整備します。

基本目標3 生活環境の整備

住宅や道路、歩道などのバリアフリー化を推進し、誰もが安心・安全に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した生活環境づくりを進めます。

また、障害のある人が十分な情報の取得活用、円滑な意思疎通ができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

さらに、緊急時において、安心・安全が確保されるよう、防災対策・防犯対策を充実させます。

基本目標4 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実

母子保健・成人保健・精神保健の充実を図り、障害及び障害の原因となる疾病の早期発見・早期予防と健康づくりを推進します。

また、各ライフステージにおいて切れ目のない相談支援体制の整備や障害特性に応じた療育及び特別支援教育体制づくりを進めます。

基本目標5 社会参加の促進

障害のある人が働くことを通じて社会参加することにより、自立した生活を送ることができるよう雇用の促進に努め、障害のある人の働く意欲や能力に応じた就労支援を行うとともに、雇用主への合理的配慮の提供を呼びかけます。

第3節 施策体系

基本
理念

誰もが一緒にいきいきと暮らせるまち
宝達志水町

基本目標 1 障害や障害のある人に対する理解の推進

- 1 啓発・広報活動の推進
- 2 福祉教育などの推進
- 3 差別解消及び虐待防止の推進

基本目標 2 地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 在宅サービスの充実
- 3 居住系サービスの充実
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 ボランティア活動などへの支援

基本目標 3 生活環境の整備

- 1 住宅セーフティネットの整備と質の向上
- 2 バリアフリーの推進・整備
- 3 移動手段の確保
- 4 防災・防犯対策の推進

基本目標 4 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実

- 1 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
- 2 療育・保育・教育における支援体制の充実
- 3 学校教育の充実

基本目標 5 社会参加の促進

- 1 雇用・就労の総合的な支援施策の推進
- 2 地域活動などへの参加促進
- 3 生涯学習、文化芸術活動、スポーツなどの振興
- 4 障害のある人に配慮した選挙の実施

第4章 分野別の取り組み

基本目標1 障害や障害のある人に対する理解の推進

1 啓発・広報活動の推進

障害のある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会をつくることが重要です。そのために、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去が必要です。今後も、すべての人が助け合い、**ともに**生きていく共生社会を実現するために、引き続き啓発・広報活動を推進します。

No.	施策	内容
1	様々なメディアの利活用	○住民への理解の促進を図るため、「広報宝達志水」や「宝達志水町ホームページ」をわかりやすく構成し、障害のある人のみならず、誰もが読みやすい紙面づくりに努めます。 ○啓発パンフレットを活用し、障害や障害のある人への理解を促進します。
2	啓発活動の推進	○「障害者基本法」において定められている「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日まで）を中心に、住民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及を推進します。 ○日常における必要な支援などをお願いするヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。

2 福祉教育などの推進

本町では、生涯学習や広報などにより多くの住民に啓発できるよう取り組んでいるほか、小中学校での福祉教育の推進に取り組んでいます。

より効果的な取り組みとするためには、幼少期からの福祉教育を一層推進するとともに、社会福祉の仕事をめざす児童・生徒が福祉に関する基礎的、基本的な知識や技術を学べるよう、環境整備に努める必要があります。

今後も、各種団体などと連携・協力し、子どもから大人まで、多くの人を対象にした啓発活動を行うとともに、障害に対する理解を深め、差別や偏見を解消し、支え合いの意識醸成に努めます。

No.	施策	内容
1	保育・幼児教育・学校教育における福祉教育の推進	○次代を担う子どもたちが障害のある人への理解を深めるため、福祉施設における体験学習やボランティア体験等を通じて、人権教育の推進、障害のある人との交流機会の充実等に努めます。 ○地域の保育所で障害の有無にかかわらず、児童を受け入れることのできる体制を整備し、障害児保育を通じて障害に対する理解を育みます。 ○小学校において、障害のある人を招いた講話や車いす体験、高齢者疑似体験等の福祉教育の定着に努めます。
2	生涯学習による福祉教育の推進	○障害や障害のある人に対する正しい認識・理解を得られるよう、公民館事業における講座の実施や周知・啓発を通じて生涯学習による福祉教育を推進します。

3 差別解消及び虐待防止の推進

障害のある人もない人もお互いを尊重し合い、差別のない社会の実現に向け、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」が公布、平成 24 年 10 月に施行されました。また、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正（公布・施行）では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障害のある人の保護等が義務付けられました。さらに平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、権利擁護に向けた体制整備が進められています。

今後も、差別解消や虐待防止に向け、住民への意識啓発に取り組めます。

No.	施策	内容
1	障害者差別解消への取り組みの推進	○「広報宝達志水」やパンフレットを活用し、住民に対して障害を理由とする差別の解消のための啓発を行います。
2	虐待の予防と早期発見	○「障害者虐待防止センター」を中核とした、相談支援体制の充実を図ります。 ○家族や養護者等の心身の負担軽減等、虐待の未然防止に向けた関係機関との連携強化を図るとともに、通報の協力等、地域への理解促進を図り、虐待の早期発見と適切な対応に努めます。
3	障害者差別解消支援地域協議会の推進	○障害者差別解消に向け、羽咋郡市障害者差別解消支援地域協議会を推進し、差別解消に関する相談体制の充実、情報共有を図るとともに、地域の特性や社会資源を把握し、地域全体で差別解消に取り組むことができるよう、住民への啓発に努めます。

基本目標2 地域生活支援の充実

1 相談支援体制の充実

障害のある人も介護者も **ともに**、日常生活上での不便さや将来のことなど、様々な不安や悩みを抱えていることに対して、多面的な相談支援が必要とされています。

そのためには情報提供を含め、総合的に気軽に相談できる専門機関の設置が望まれており、宝達志水町、羽咋市、志賀町の羽咋郡市では、「障害者相談支援事業」を「サポートアミニ**ティ** あらいぶ」に委託しています。

また、「羽咋郡市自立支援協議会」において、行政機関・事業者及び施設・相談支援に携わる各機関の連携を図り、相談支援体制の拠点としています。

さらに、成年後見制度の利用においては、「成年後見制度利用促進法」に基づき、本町においても制度の周知等に取り組むとともに、令和5年には石川県司法書士会と業務支援協定を締結し、必要な人に支援を行っています。

今後も、障害のある人の日常生活の安定と質の向上を図るとともに、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で尊厳のある暮らしができるよう、関係分野の総合的な連携のもと、取り組みを推進します。

No.	施策	内容
1	相談支援の充実	○相談件数の増加や課題の複雑化に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、障害者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化に努めます。
2	基幹相談支援センターの設置	○障害のある人が抱える様々な問題や相談に対応するため、各事業者相談支援機関を統括することのできる人材を確保し、総合的な対応を図る基幹相談支援センターの設置に努めます。
3	職員・障害者相談員等の資質向上	○障害のある人や介護者等からの相談を受ける職員をはじめ、障害者相談員、民生委員・児童委員等に対し、障害に関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。
4	成年後見制度の普及と利用支援	○意思決定が困難な人の権利を守る成年後見制度について、権利擁護に関する学習や成年後見制度の普及・啓発等、様々な機会を通じて周知に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。 ○相談支援等を通じて潜在的に成年後見制度を必要とする人を発見し、制度の利用支援に努めます。

2 在宅サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、障害のある人やその家族等のニーズに対応したサービスが必要です。本町においても、宝達志水町、羽咋市、志賀町の羽咋郡市で、地域生活支援拠点等事業を社会福祉法人四恩会に委託しています。

今後も、計画的なサービス提供体制の確保や整備を推進し、在宅サービスの充実を図ります。

No.	施策	内容
1	訪問系サービス・日中活動支援系サービスの充実	○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援等、各サービスの確保と充実に努めます。
2	地域生活支援の充実	○相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなどの各事業により、障害のある人及びその家族、介護者の日常生活の支援を行います。
3	施策や地域での居住支援の機能強化	○地域移行や親亡き後の障害のある人の生活を支援するため、地域生活支援拠点の機能の充実と周知に努めます。 (①相談②緊急時の受け入れ③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり) ○精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
4	住宅施策に関する情報提供	○住み慣れた場所で、安全で快適に住み続けられるよう、住まいのバリアフリー化に関する各種支援制度・施策の情報提供や啓発活動を行います。

3 居住系サービスの充実

障害のある人が自立した地域生活を送るために、その利用ニーズに応じた住まいの確保、提供が求められます。そのため、グループホームの充実を含め、サービス体制の整備について検討を進めます。

No.	施策	内容
1	居住系サービスの充実	○障害のある人が就労や日中活動を利用し、地域生活を送るための居住の場であるグループホームの利用を促進するとともに、障害の状況に応じた施設入所支援のサービスを提供します。

4 生活支援サービスの充実

障害のある人の、傷病の治療や日常生活上の経済的な負担が軽減されるよう、県や国の制度を含めた各種手当制度について、その周知に努めます。

No.	施策	内容
1	補装具費の給付・日常生活用具給付の充実	○障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、損なわれた身体機能を補完・代替する補装具費の給付を行います。また、日常生活用具給付等事業では、用具や基準を必要に応じて見直しを行い、サービスの充実に努めます。
2	年金・手当制度の周知	○障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等、公的年金及び手当制度について、関係機関との連携を図り、周知に努めます。
3	各種軽減制度の周知	○障害者手帳の種類や程度に応じた公的サービス、交通運賃、有料道路の割引や税金の控除、放送受信料の免除等、様々な制度について周知を図ります。

5 ボランティア活動などへの支援

障害のある人の生活を支援していくために、生活を支援する人材の育成や確保が必要です。そのため、人材の確保・育成に向けボランティア拠点である社会福祉協議会と連携を図り、より身近なところで活動する住民ボランティアの育成に努めます。

No.	施策	内容
1	ボランティアセンターの連携強化	○社会福祉協議会のボランティアセンターが窓口となり、ボランティア活動の支援や育成を進めます。 ○ボランティア活動への参加者拡大に向け、生活支援ボランティア養成講座の周知に努めます。 ○社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア組織との連携強化に努めます。
2	ボランティアの養成と組織化	○ボランティアの養成機関と連携し、研修内容の充実と講座修了者の組織化を図り、活動を拡大します。

基本目標3 生活環境の整備

1 住宅セーフティネットの整備と質の向上

住まいは生活の拠点として重要です。しかし、生活困窮者や高齢者、障害のある人、子育て家庭などにおいては、生活や住宅に配慮を要することから、住まいの確保が困難となる状況があります。誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住環境の整備が必要です。

生活の安定、自立の促進に係る住宅セーフティネット機能の強化とともに、それぞれの所得や家族構成、身体状況等に適した住宅を供給できるよう、引き続き住環境の整備を進めます。

No.	施策	内容
1	町営住宅の整備	○町営住宅の整備に際しては、引き続きバリアフリー化を推進するとともに、新たに町営住宅を建設する際は、バリアフリーに配慮した整備に努めます。
2	住宅の改修等	○住宅改修費助成事業や自立支援型住宅リフォーム推進事業等、自宅における在宅生活を支援する事業の利用促進に努めます。
3	民間賃貸住宅への入居支援	○町内の民間賃貸住宅に居住する 45 歳以下の夫婦世帯に対して、家賃の一部を補助します。

2 バリアフリーの推進・整備

身近な地域で安心・安全に暮らすためには、生活空間における様々な障壁を解消する必要があります。バリアフリー新法に基づき、道路、公園、公共交通機関、公共施設などにおいて、高齢者や障害のある人、**すべて**の人が利用しやすいよう、ハード面の整備を進めます。

No.	施策	内容
1	公共交通機関の整備	○鉄道施設においては、障害のある人の利用に配慮した駅施設の整備を広域的な範囲で実施してもらえるよう、事業者に対して要請を行います。 ○コミュニティバスの利便性を高めます。
2	歩行空間（歩道等）の整備	○町内の主要道路である国・県道について、段差解消など障害のある人に配慮した歩道の整備を進めるよう、引き続き国や県に要望していきます。 ○迷惑駐車や放置自転車など、道路や歩道上の移動の妨げとなるものの撤去に努めるとともに、住民や事業者などへの啓発を通じて、安全な歩行空間の確保を図ります。
3	構造物の整備	○障害のある人や高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者にとっても利用しやすいよう、庁舎や学校、病院などの施設の整備や点検を行うとともに、改修などの際には、バリアフリー化を考慮した整備を行います。
4	情報のバリアフリー化	○文字や音声で情報を得にくい障害のある人がわかりやすく情報を入手できるよう、意思疎通支援事業におけるサービスや、情報機器の活用に努め、効果的に情報を提供します。 ○各種案内、パンフレット、説明書など、住民に対する情報提供に際しては、誰もがわかりやすい表現に努めます。 ○ホームページに音声読み上げ機能を追加するとともに、町の情報誌が視覚障害のある人にも伝わるような仕組みの構築に努めます。 ○ケーブルテレビの番組制作、文字放送においては、文字による情報入手が困難な障害のある人への配慮を心がけます。

3 移動手段の確保

車両や運転免許のない人、公共交通機関の利用に困難のある人にとって、移動支援は重要なサービスです。本町においては、コミュニティバスのルート再編や南北シャトル便の新設、デマンドタクシーの料金の値下げなどに取り組んできました。

今後も障害のある人の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、公共交通網の利便性の確保に向けた検討を進めていきます。

No.	施策	内容
1	デマンド型交通の充実	○日常の移動手段を確保するため、引き続きデマンド型交通の確保と充実を図るとともに、地域のニーズに応じて運行の時間帯やルートについて検討を行います。
2	移動支援事業の推進	○同行援護などの自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業など、屋外での移動が困難な人の外出を支援するとともに、サービス提供体制の確保に努めます。 ○障害のある人が地域のイベント等に参加しやすい体制を構築するため、制度の周知を図ります。
3	外出支援サービス事業	○身体障害のある人、または 65 歳以上の高齢者で車いすを利用する人の社会参加や、人工透析を受けている人の通院を支えるための支援を行います。

4 防災・防犯対策の推進

障害のある人に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。

防犯や防災に関する啓発活動を充実させるとともに、災害発生時においては、障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活が送れるよう、様々な障害特性への配慮が必要です。

今後も地域の諸団体や関係機関と連携し、情報伝達、避難誘導、救助など、障害のある人に配慮した体制の充実を図るとともに、障害のある人を迅速に支援・保護できるよう努めます。

No.	施策	内容
1	災害時要援護者支援体制の整備	○「災害対策基本法」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しています。今後も個人情報に十分配慮しつつ、台帳への登録について周知を図り、名簿の更新を行いながら、避難行動要支援者の所在や状況の把握に努めます。 ○地域における自主防災組織の組織化の促進や人材の育成を図り、地域ぐるみで迅速な救助・避難体制づくりが行えるよう支援します。 ○災害を想定して福祉避難所と連携した防災訓練を行います。
2	避難場所の整備	○障害のある人や高齢者、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人のための避難場所の確保に努めるとともに、県管理河川の洪水浸水想定区域図に基づき避難場所の見直しを行い、周知を図ります。
3	災害情報伝達体制の整備	○在宅で生活している障害のある人に対して、情報伝達手段の周知を図り、災害情報が的確に伝達される体制整備に努めます。
4	防災知識の普及・啓発	○広報紙等を通じて、障害のある人を災害から守るための防災知識の普及・啓発を行うとともに、町や地域の防災訓練に参加しやすい体制づくりに努めます。
5	交通安全知識の普及・啓発	○交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や、広報活動を実施するなど障害のある人や地域住民に対しての交通安全知識の普及・啓発に努めます。
6	防犯知識の普及・啓発	○防犯教室や防犯協会の活動の一環である「防犯ニュース」の回覧などにより、防犯知識の普及・啓発に努めます。 ○障害のある人が消費者被害に遭わないよう、知識の普及・啓発を図ります。
7	防犯と安全対策の充実	○地域から犯罪をなくすため、地域での見守り活動を行うとともに、地域住民などの協力により、防犯体制の強化を図ります。

基本目標4 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実

1 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

障害の原因の一つである疾病等の発症の予防とともに、早期発見・早期療育・早期治療が求められています。そのため、健康診査・健康教育や、相談の実施体制を充実させていく必要があります。地域医療の充実とともに、障害者医療・療育の整備を図ります。

また、精神障害については、その障害特性に対する正しい理解の普及や社会参加の促進を図ります。

No.	施策	内容
1	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	○生活習慣病予防の普及・啓発を推進するとともに、がん検診等の各種健（検）診や健康相談等の保健サービスの充実を図り、住民の健康づくりを推進します。
2	障害の原因となる疾病等への対応	○生活習慣病予防教室や介護予防教室を通じて、生活習慣の見直しや食習慣の改善、障害の原因となる疾病等の発症予防や進行防止、介護予防の対策を進めるとともに、住民の健康に対する意識の向上を図ります。 ○在宅の難病患者等に対しては、県の難病相談支援センターと連携し、訪問による支援に努めます。
3	心の健康づくりの推進	○県の地域センターと連携し、精神障害についての正しい知識の普及・啓発を行います。 ○研修によりスキルアップを図るとともに、専門機関・関係機関とのネットワークづくりに努めます。
4	精神疾患の早期発見・治療	○相談や訪問、民生委員・児童委員、地区組織等のネットワークづくりを推進し、早期発見に努めます。 ○医療機関と連携し、地域で安心して暮らせるよう支援に努めます。
5	専門職員の養成・確保	○保健・医療・福祉事業間の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで一貫して適切に提供できる体制を整備するため、基盤となる専門職員の資質向上を図ります。

2 療育・保育・教育における支援体制の充実

障害のある児童については、障害の特性を把握し、できるだけ早期に必要な治療や状態に応じた支援や指導を行うことが必要です。そのため、身近な地域で必要な療育や相談・指導が行える支援体制の充実が求められています。

本町では、県や児童相談所、地域の保育所と連携して療育指導を行っており、就学前の障害のある児童に対して、早期に適切な支援を行うため、保健部門の専門家による保育所巡回訪問と連携し、療育指導にあたるスタッフの充実を図り、体制の整備を進めます。

NO.	施策	内容
1	早期発見・早期療育	○妊産婦・乳幼児健康診査の実施と結果の把握を通じて、乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期治療を支援し、健やかな育成を図ります。
2	療育体制の充実	○臨床心理士や保健師が相談に応じる幼児相談及び保育所巡回指導事業を実施し、障害により療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対する相談体制の充実を図ります。 ○支援が必要な場合について、母子保健福祉連絡会やケース検討会を通じて支援体制の充実を図ります。 ○県や児童相談所、保育所などと連携し、支援が必要なケースの早期発見・早期介入に努めます。
3	保育所における、障害のある児童の受け入れ体制の充実	○障害のある児童に対する保育需要の動向に応じ、今後も障害児保育体制を整備し、保育所での障害のある児童の受け入れを促進します。 ○研修等により、療育にあたる保育士の障害児保育への理解を深め、療育指導の質や体制の向上を図ります。
4	家族等への支援	○保健・医療・福祉・教育等の関係機関が相互に連携し、発達に不安がある子どもの家族やその他の関係者に対し、相談や情報提供などの支援に努めます。

3 学校教育の充実

障害のある児童は増加しており、児童一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育活動を進め、最適な教育環境の整備はますます重要となっています。本町では、町教育研究会と連携し、小中学校の教員を対象として指導方法の研究や研修機会を設け、リーダーとなる人材の育成を行うとともに、指導内容の質の向上に取り組んでいます。

今後も、障害のある児童が身近な地域で教育やサービスを受けられるよう、支援体制を充実させます。

No.	施策	内容
1	特別支援教育の推進	○障害のある児童一人ひとりの個性を尊重し、その状況や特性に応じて、様々な工夫と配慮のもとに、きめ細かな指導を進めます。また、町の教育研究会に設置されている特別支援教育部会において研修会を実施し、特別支援教育に対する研究を進めます。 ○特別支援教育コーディネーター研修に参加し、必要な人材の確保に努めます。
2	放課後の居場所づくり	○放課後児童クラブに、集団保育が可能な障害のある児童の利用希望があった場合、その適切な受け入れ体制について検討を進めます。また、放課後児童クラブの利用が適さないケースについては、放課後等デイサービスや地域生活支援事業における地域活動支援センター及び日中一時支援等の利用を通じて、居場所の確保に努めます。
3	就学・就労指導	○障害のある児童の就学や就労について、一人ひとりの状況に適した進路指導を行うため、学校と行政及び公共職業安定所が協力できる体制づくりに努めます。 ○地域自立支援協議会や相談支援事業所の活用を進めるとともに、就労訓練が必要な場合には適切なサービスが利用できるよう支援します。
4	インクルーシブな教育の推進	○障害の有無にかかわらず、ともに学び、ふれあう機会を提供します。

基本目標5 社会参加の促進

1 雇用・就労の総合的な支援施策の推進

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、生きがいつくりにつながるとともに、自立した生活を送る上で重要なことです。

障害のある就労希望者に対しては、公共職業安定所において、職業紹介、職業訓練、事業主に対する助成、職場定着に至るまでの相談・指導などが行われています。

今後も、**障害のある人**の意識や能力に応じた就職先が選択できるよう支援していくとともに、関係機関と連携し、多様な形態の就労の場の確保に努めます。

No.	施策	内容
1	雇用の場の確保	○障害のある人の適性や能力に応じた就労の場を確保するため、公共職業安定所等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。 ○障害のある人の職場適応に向けて、事業主に対して障害のある人自身の特性について情報を提供し、職場における合理的配慮の提供を呼びかけます。 ○町職員への採用については、引き続き地方公共団体の法定雇用率を上回るよう、計画的に障害のある人の採用に努めます。
2	雇用・就労の支援施策の推進	○一般企業に就労することが困難な障害のある人の就労について、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用を促進し、障害の程度や適性に応じた能力を開発する訓練、就労のための支援を行います。 ○障害のある人が継続して就業できるよう、生活基盤の安定のための相談の充実を図ります。
3	業務受託・販路の拡大	○本町の委託業務で、障害者福祉施設で受託できるものがあれば、各担当事業課において検討を進めます。 ○町主催のイベントへ福祉施設が積極的に出店できるよう支援を行います。
4	関連制度・施策の周知	○公共職業安定所と連携し、障害のある人の雇用にかかわる制度・施策について、町内の企業・事業所等に対する周知に努めます。

2 地域活動などへの参加促進

障害のある人もない人も地域社会の一員であることを認識し、地域活動などへの参加を通じて、相互交流を図っていくことが求められます。

障害者団体や事業所などと連携し、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していきます。

No.	施策	内容
1	地域活動へ参加しやすい環境づくり	○自治会などによる地域活動、社会福祉協議会などが進める地域福祉活動、各種協議会・研究会活動などへの障害のある人の参画を促進します。 ○各種団体と連携しながら障害のある人が参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めます。
2	障害者団体の活動への支援	○障害者団体・グループにおける自主的な活動を支援するとともに、関係団体への障害のある人や家族の加入促進を図ります。 ○会員の高齢化に伴い、参加しやすいよう、各種研修会や体育大会の内容の更新を図ります。
3	障害のある人の地域活動などへの参加促進	○民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO法人などの民間団体との連携を深め、障害のある人の地域活動やイベントなどへの参加が促進されるよう継続的に呼びかけを実施します。

3 生涯学習、文化芸術活動、スポーツなどの振興

障害の有無にかかわらず、スポーツ活動や文化活動に取り組むことは、本人の生活の質を向上させ、地域の一員としての社会参加を実現する上で重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、長期間実施できなかったイベントなどもあるため、関係機関・団体との連携を図り、障害のある人のスポーツ、文化活動はもとより、障害のある人を含めた住民が一体となったスポーツ、文化活動の振興を図ります。

No.	施策	内容
1	スポーツ・レクリエーションの支援	○町が主催するイベントに、障害のある人のみならず、誰もが参加しやすいよう、施設等について配慮された環境の整備に努めます。 ○宝達志水スポーツクラブと連携し、障害のある人がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、活動を支援します。また、参加を支援するためのボランティアの協力もはたらきかけます。
2	文化活動の支援	○障害のある人が積極的に文化活動に参加できるよう、情報提供などの支援を行います。 ○文化協会の協力を得て、文化祭などの事業に障害のある人の参加を促すとともに、関係各課と連携を図り、障害のある人の創作活動や文化活動を発表する場の提供や、芸術鑑賞などの機会を確保します。

4 障害のある人に配慮した選挙の実施

わが国では、18歳以上の国民には等しく選挙権が認められています。しかし、障害のある人にとって、その障害の程度や特性によって選挙に参加することが難しいことも少なくありません。

障害のある人であっても等しくその権利を行使できるよう、投票に参加できるような環境整備に努めるとともに、その支援方法について検討を進める必要があります。

No.	施策	内容
1	選挙に関する情報提供の充実	○成年後見における被後見人の選挙権の回復などをはじめとして、障害のある人の選挙権に関して、様々な情報媒体を活用し、障害のある人やその家族、支援者などへの周知・啓発を進めます。 ○関係機関と連携し、障害のある人に適切に選挙に関する情報を届ける方法や、投票時の意思表示の方法などについて検討を進めます。
2	障害のある人に配慮した投票所の設置	○投票所の掲示や、投票の手順について障害のある人が理解しやすい表現に努めます。 ○投票所へのスロープの設置など、障害に配慮した環境づくりに努めます。
3	投票についての周知・啓発	○郵便投票制度の周知など、障害のある人が選挙に参加しやすい環境整備を図ります。

第5章 第7期障害福祉計画

第1節 第7期計画における令和8年度の数値目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

- 地域生活移行者の増加については、国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。
- 施設入所者の削減についても、国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

【成果目標】

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	30人	令和4年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	2人	（A）のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.7%	
令和8年度末時点の施設入所者（B）	28人	令和8年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	2人	差引減少見込み数（A）－（B）
	6.7%	

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

○令和8年度末までに精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する必要がある。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

○引き続き近隣の障害保健福祉圏域等の状況を鑑み、関係機関との連携により、協議の場の設置について検討を進めます。

【活動指標】 保険・医療・福祉関係者による協議の場の開催

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数	0	0	1
精神障害者の地域定着支援	利用者数	0	0	1
精神障害者の共同生活援助	利用者数	4	4	5
精神障害者の自立生活援助	利用者数	0	0	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	2	2	3

(3)地域生活支援の充実

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

○令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績などを踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

○近隣の障害保健福祉圏域等の状況を鑑み、各サービスの提供体制の連携を図り、羽咋市、志賀町と調整しながら、共同による拠点整備を進めます。

【成果目標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握	実施の有無	無	無	有
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	実施の有無	無	無	有

【活動指標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	設置か所数	1	1	1
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討回数	実施回数	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
 - ア．就労移行支援事業
令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - イ．就労継続支援A型事業
令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ウ．就労継続支援B型事業
令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

- 国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。
- 就労については重要な課題と位置づけ、各目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和３年度末時点の一般就労への移行者（Ａ）	１人	令和３年度の一般就労への移行者数
ア．就労移行支援事業の移行者	０人	（Ａ）のうち就労移行支援事業による移行者
イ．就労継続支援Ａ型事業の移行者	１人	（Ａ）のうち就労継続支援Ａ型事業による移行者
ウ．就労継続支援Ｂ型事業の移行者	０人	（Ａ）のうち就労継続支援Ｂ型事業による移行者
令和３年度末時点の就労定着支援事業利用人数	１人	令和３年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（Ｂ）	２人	就労移行支援事業等を通じて令和８年度中に一般就労に移行する人数
ア．就労移行支援事業の移行者	１人	（Ｂ）のうち就労移行支援事業による移行者
イ．就労継続支援Ａ型事業の移行者	１人	（Ｂ）のうち就労継続支援Ａ型事業による移行者
ウ．就労継続支援Ｂ型事業の移行者	０人	（Ｂ）のうち就労継続支援Ｂ型事業による移行者
【目標】一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所
【目標】就労定着支援事業利用者数	２人	令和８年度の就労定着支援事業の利用者
【目標】就労定着支援事業所の就労定着率	—	現時点では、該当する事業所がないため、設定していません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

○令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

○国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標設定とします。

【成果目標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	無	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	実施の有無	無	無	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制の確保	実施の有無	有	有	有

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

○令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

○国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

【成果目標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスの質の向上を図るための取組 みに係る体制の構築	実施の 有無	有	有	有

【活動指標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の 活用	参加人数	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	実施の 有無	無	無	無

(7) 発達障害者等に対する支援

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

○発達障害のある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

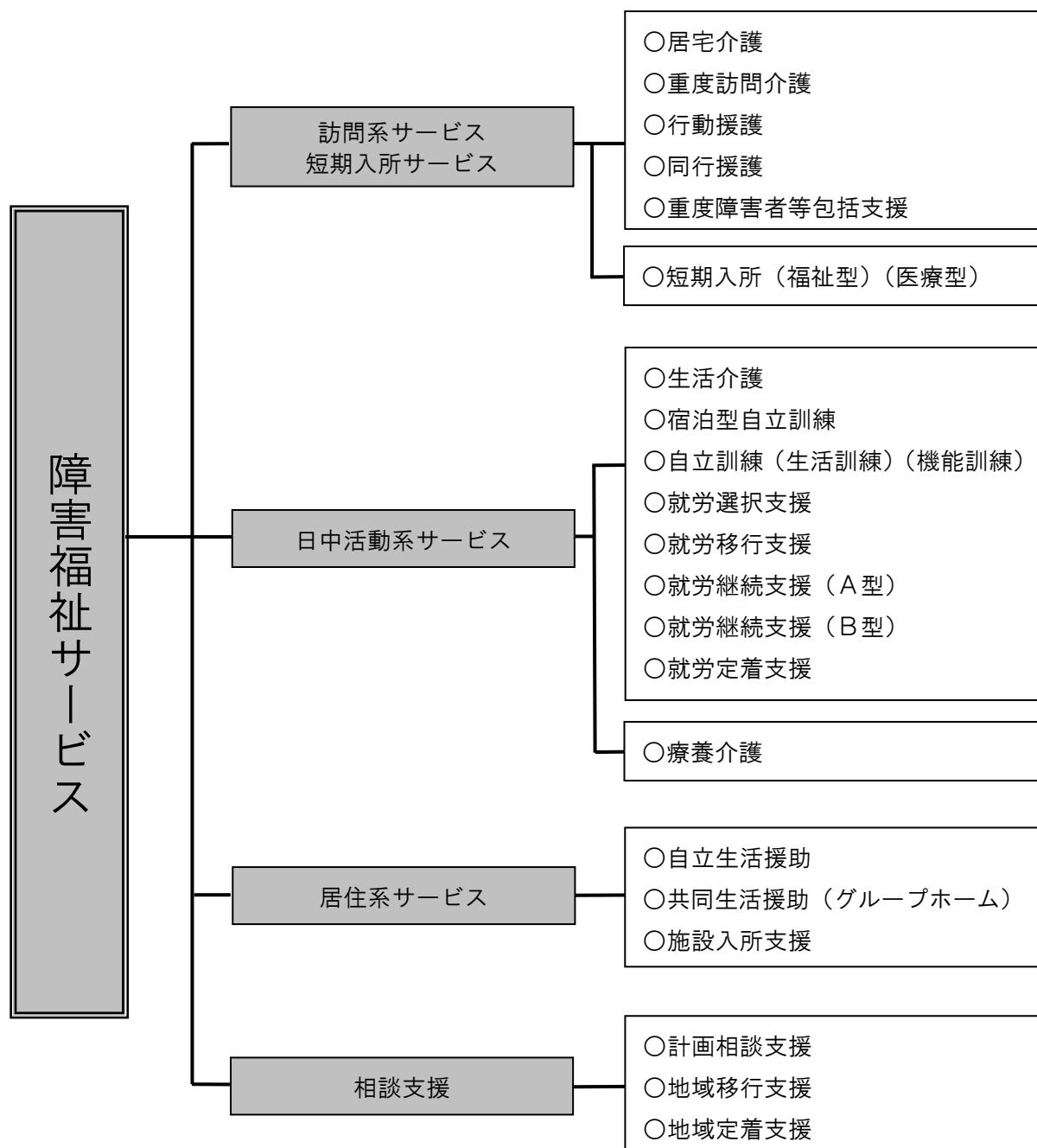
○国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

【活動指標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施	実施の有無	無	無	有

第2節 障害福祉サービスの見込量

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における、障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、第6期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の推移から、今後の利用は横ばいと予測して見込量を算出しています。サービスの種類と見込量の単位は以下のとおりです。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 行動援護 4. 同行援護	月あたりの利用時間総数 月あたりの平均利用者数
5. 重度障害者等包括支援	月あたりの利用単位数 月あたりの平均利用者数

サービスの見込量

サービス名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	72	80	80
	人	9	10	10
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	14	14	14
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	利用単位数	0	0	0
	人	0	0	0

確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営むことに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるために大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

（２）短期入所サービス

短期入所サービスについては、第６期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の推移から、今後の利用は横ばいと予測して見込量を算出しています。サービスの種類と見込量の単位は以下のとおりです。

サービス種別	見込量の単位
１．短期入所	月あたりの平均利用（宿泊）日数【人日】 月あたりの平均利用者数【人】

サービスの見込量

サービス名と単位		令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所（福祉型）	人日	7	7	7
	人	2	2	2
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

確保の方策

短期入所サービスについては、支援者の高齢化などの要因により特にニーズが高くなっており、優先的に整備が必要なサービスとして、サービス提供事業所の拡大に努めます。

受け皿の確保としては広域的に連携し、サービスを希望する人が必要な時にサービスを受けることができる体制の確立に向けて取り組みます。

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、第6期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の推移から見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護 2. 宿泊型自立訓練 3. 自立訓練（生活訓練）（機能訓練） 4. 就労選択支援 5. 就労移行支援 6. 就労継続支援（A型・B型） 7. 就労定着支援	月あたりの平均利用日数【人日】 月あたりの平均利用者数【人】
8. 療養介護	月あたりの平均利用者数【人】

サービスの見込量

サービス名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	847	868	889
	人	41	42	43
宿泊型自立訓練	人日	31	31	31
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）（機能訓練）	人日	30	40	50
	人	3	4	5
就労選択支援	人	—	1	2
就労移行支援	人日	84	105	126
	人	4	5	6
就労継続支援（A型）	人日	221	241	261
	人	15	16	17
就労継続支援（B型）	人日	1,183	1,220	1,257
	人	64	66	68
就労定着支援	人	1	1	2
療養介護	人	11	11	11

確保の方策

利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、近隣市町並びに事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させます。

就労については、本町でのサービス量の確保が困難である場合は、近隣市町と連携しながら対応していきます。

(4) 居住系サービス

居住系サービスについては、第6期計画期間中の利用の動向と、手帳所持者数の推移から見込量を算出した上で、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加を見込んで、見込量を設定しています。地域生活への移行者数の目標達成に必要な支援ニーズ等を考慮して、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 自立生活援助 2. 共同生活援助（グループホーム） 3. 施設入所支援	月あたりの平均利用者数【人】

サービスの見込量

サービス名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	23	24	25
施設入所支援	人	30	30	28

確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行を進める上で、地域における生活の場として必要不可欠なサービスであるという認識のもと、重点的に整備を進めます。近隣市町とも連携を図りながら、共同生活援助（グループホーム）が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、新規事業者の参入促進により、サービス量の確保に努めます。

(5) 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者全員において、サービス利用計画の作成が必要となっていることを考慮し、見込量を設定しています。

また、地域移行支援と地域定着支援については、第6期計画期間中の利用実績と、入所施設や精神科病院からの地域移行の促進に伴う利用の増加予測に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

サービスの見込量

サービス名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	30	32	34
地域移行支援	人	1	1	2
地域定着支援	人	1	1	1

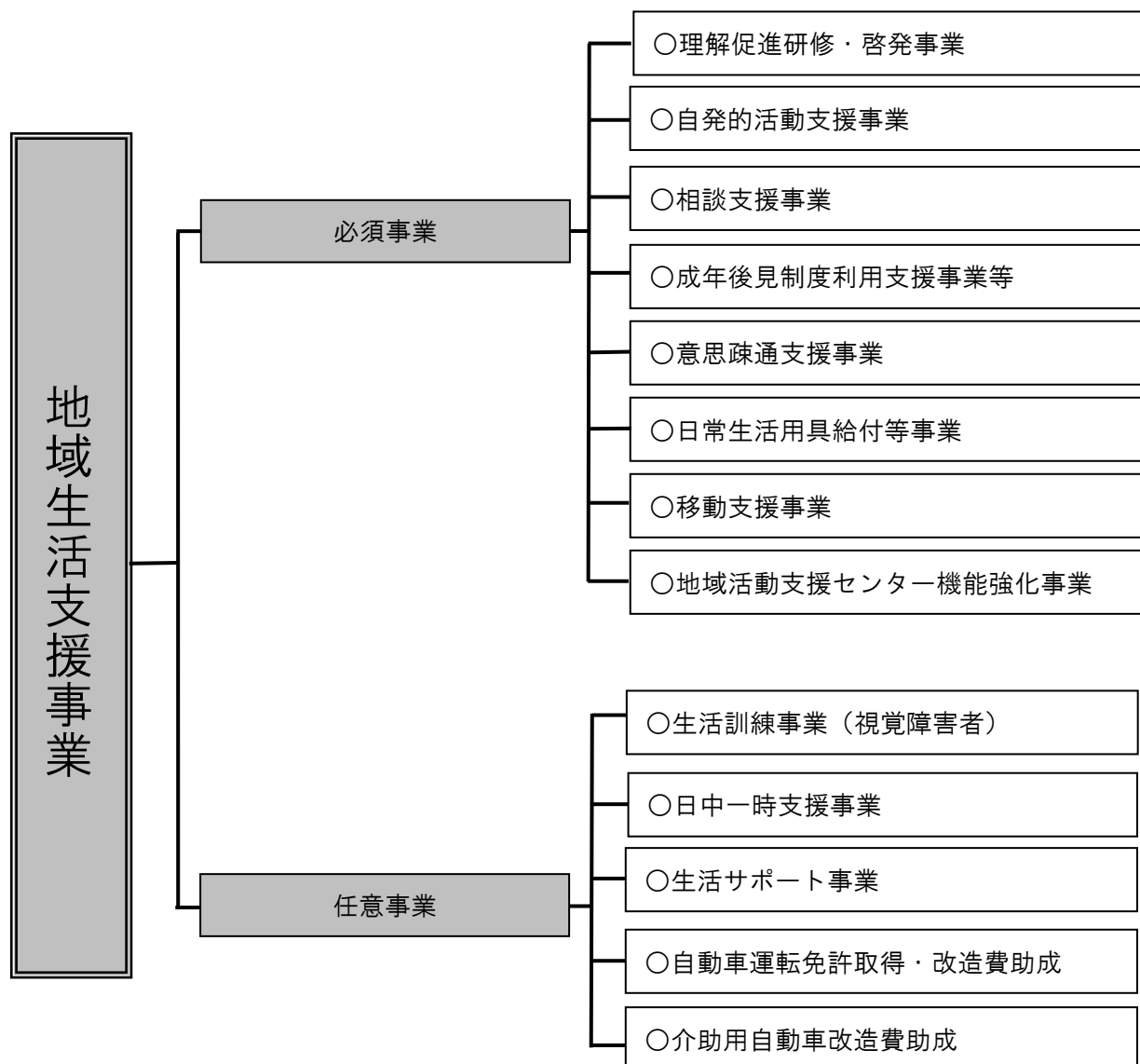
確保の方策

利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業者の新規参入を促します。

第3節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は、市町村ごとに実施内容が異なる事業です。



(1) 必須事業

地域生活支援事業の各サービス見込量は、基本的に第6期計画期間中の実績と、障害のある人の増加傾向及び事業実施の計画に基づいて、見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無
②自発的活動支援事業	実施の有無
③相談支援事業 障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業 地域自立支援協議会	年間の実施か所数【か所】 実施の有無
④成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	年間の利用件数【件】 実施の有無
⑤意思疎通支援事業	手話通訳者の設置人数【人】 手話通訳、要約筆記の年間の利用者数【人】
⑥日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の給付件数【件】
⑦移動支援事業	年間の利用時間数【時間】
⑧地域活動支援センター機能強化事業	年間の実施か所数【か所】 年間の登録者数【人】

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害のある人の理解促進及びともに生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

③相談支援事業

障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所／年	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援制度	実施の有無	無	無	無

⑤意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。また、手話講習会の開催や手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の確保に努めます。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	1
手話通訳者派遣事業	人／年	20	20	20
要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人／年	3	3	3

⑥日常生活用具給付等事業

重度の身体障害のある人（児童）、知的障害のある人（児童）であって、当該用具を必要とする人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	212	216	220
住宅改修費	件／年	1	1	1

⑦移動支援事業

移動が困難な障害のある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間／年	100	100	100

⑧地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所／年	4	4	4
	登録者（人）／年	25	25	25

確保の方策

地域生活支援事業の必須事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会等の積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努めます。

(2) 任意事業

第6期計画に引き続き、任意事業として下記の事業を実施します。サービスの質・量ともに低下させることなく、継続的に事業を推進することを基本として見込量を設定しています。

サービス種別	見込量の単位
①生活訓練事業（視覚障害者） ②日中一時支援事業 ③生活サポート事業 ④自動車運転免許取得・改造費助成 ⑤介助用自動車改造費助成	年間の利用回数及び利用人数【人】

サービスの見込量

①生活訓練事業（視覚障害者）

視覚障害のある人やその家族に対して、視覚障害者用福祉用具等の情報提供並びに歩行、点字、パソコン及び日常生活動作等の基礎的技術を習得する機会を提供します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練事業（視覚障害者）	人／年	2	2	2

②日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人／年	23	23	23

③生活サポート事業

障害支援区分認定が非該当となった障害のある人に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	人／年	0	0	0

④自動車運転免許取得・改造費助成

- ・自動車運転免許取得

身体・知的に障害のある人を対象に自動車運転免許取得費用の一部を助成します。

- ・改造費助成

身体に障害のある人を対象に、自動車の改造費用の一部を助成します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造費助成	人／年	1	1	1

⑤介助用自動車改造費助成

車いす利用の身体に障害のある人が容易に外出できるように、介助する人が自動車の改造をする場合、その経費の一部を助成します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介助用自動車改造費助成	人／年	1	1	1

確保の方策

地域生活支援事業の任意事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、持続・継続的に事業の推進を図ります。また、障害のある人の地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

第6章 第3期障害児福祉計画

第1節 第3期計画における令和8年度の数値目標

障害児支援の提供体制の整備等

●●●●●●●●●● 国の基本方針 ●●●●●●●●●●

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも各市町村または各圏域に1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村または各圏域に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

●●●●●●●●●● 町の基本方針 ●●●●●●●●●●

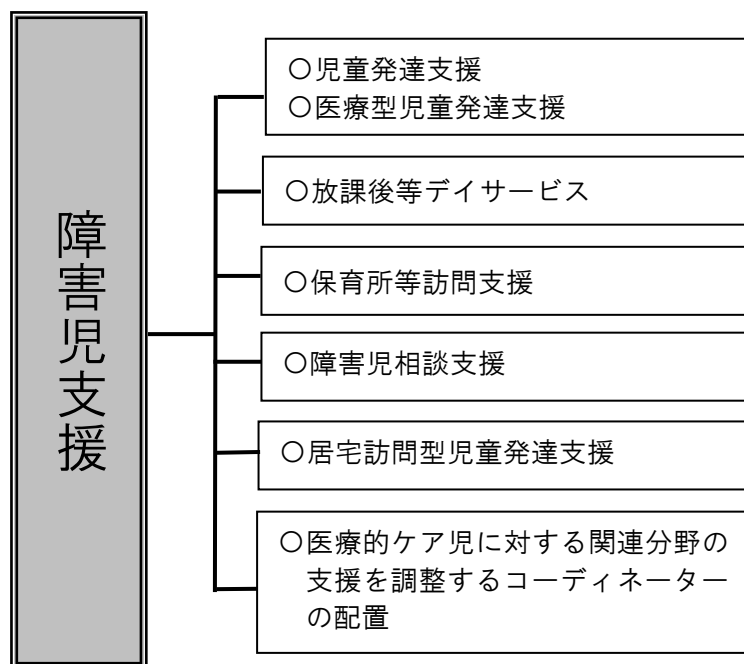
- 国の指針を鑑みつつ、近隣市町の動向も踏まえ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

【成果目標】

指標名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	実施の有無	無	無	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	実施の有無	無	無	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（放課後等デイサービス事業所）の設置	実施の有無	無	無	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	実施の有無	有	有	有

第2節 障害児支援の見込量

障害のある児童が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害児支援の各種サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。



(1) 障害児通所支援

見込量の算出にあたっては、第2期計画期間中の利用の動向と支援を必要とする児童の増加傾向から見込量を算出しています。

サービス種別	見込量の単位
①児童発達支援・医療型児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④障害児相談支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援	月あたりの平均利用日数【人日】 月あたりの平均利用者数【人】
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	年間の配置数【人】

サービスの見込量

①児童発達支援・医療型児童発達支援

・児童発達支援

障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

・医療型児童発達支援

障害のある未就学の児童を対象に、児童発達支援に加え、治療を行います。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日／月	10	10	10
	人／月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

②放課後等デイサービス

在学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の自立の促進と放課後等の居場所を提供します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日／月	154	168	182
	人／月	11	12	13

③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

④障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人／月	4	4	4

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	8	8	8
	人／月	1	1	1

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するなどの役割を担うコーディネーターを配置します。

事業名と単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人／年	1	1	1

確保の方策

保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校等現場との連携を強化し、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深めるために、教育と福祉の協議の場の設置を検討します。

また、障害児相談支援では、障害のある児童一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めるとともに、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制整備を図ります。

第7章 計画の推進体制

第1節 庁内の連携体制

本計画の策定にあたり、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野だけでなく保健、雇用等、多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各係との連携を強化し、調整を図りながら計画を推進します。

第2節 住民・事業者・地域等との協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第3節 計画の管理

本計画は、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざすために、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、定期的に計画の評価と点検を行うことにより、進捗管理を行います。

第1節 宝達志水町障害者計画等策定委員会設置要綱

宝達志水町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 1 日

告示第 305 号

改正 平成 18 年 9 月 1 日告示第 69 号

平成 25 年 3 月 21 日告示第 28 号

平成 29 年 2 月 13 日告示第 14 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に規定する宝達志水町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する宝達志水町障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し調査及び審議をするため、宝達志水町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員若干人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療教育関係者
- (3) 障害者団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定完了日までとする。

(役員)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選をもってこれを定める。

(職務)

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員会が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後に行われる最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成18年9月1日告示第69号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日告示第14号)

この告示は、公表の日から施行する。

第2節 宝達志水町障害者計画等策定委員会委員名簿

区 分 (号委員)	氏 名	所 属 等	備 考
(1) 学識経験を 有する者	山黒 修	社会福祉法人四恩会 業務執行理事兼事務局長	副委員長
(2) 保健医療教育 関係者	松沼 恭一	医療法人社団 松沼医院院長	委員長
	市塚 真由美	石川県能登中部保健福祉センター 健康推進課 課長	
	細江 孝	宝達志水町教育委員会 教育長	
	下次 勇	社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会 局長	
(3) 障害者団体	中村 清	宝達志水町身体障害者福祉協会 会長	
	田邊 とめ	宝達志水町手をつなぐ育成会 会長	
	田村 志津子	特定非営利活動法人 なぎさ工房リヴ 施設長	
(4) 前各号に掲げるも ののほか、必要と 認められる者	諸田 利信	宝達志水町民生委員・児童委員協議会 会長	
	吉野 正彦	宝達志水町区長会 代表	

敬称略 順不同

第 4 次宝達志水町障害者計画・
第 7 期宝達志水町障害福祉計画・
第 3 期宝達志水町障害児福祉計画

発行年月：令和 6 年 3 月

発 行：宝達志水町 健康福祉課

〒929-1311 石川県羽咋郡宝達志水町門前サ 11 番地

TEL：0767-28-5506 FAX：0767-28-5569
